

# カルテ(診療記録)開示について

当院では、インフォームド・コンセントの理念に基づく診療を十分に理解してもらうことにより医療従事者と患者様とが診療情報を共有し相互の信頼関係を深めると共に、より質の高い医療を実現することを目的としてカルテ(診療記録)の開示を行っています。

## 開示請求ができる方

- (1) 本人
- (2) 親族などの代理人(法定代理人、任意後見人を含む)

## 開示までの手順

- (1) 開示に関する請求書を医事課まで提出していただきます。
- (2) 提出時にご本人と確認できる書類等(運転免許証、パスポート、健康保険証等)を提出していただきます。  
※請求者が代理人の場合はご本人の親権者又は後見人等であることを証明する書類(戸籍謄本、委任状及び印鑑証明、扶養証明書等)が必要となります。
- (3) 請求があった日から15日以内に開示、一部開示、不開示の回答を電話にてご連絡させていただきます。
- (4) 開示決定の通知があった方は、開示決定書に記載された日時に来院いただき、ご本人と確認のうえで開示させていただきます。  
※原本の閲覧、コピーは可能ですが、原本の院外への持ち出しは原則として禁止とさせていただいております。  
※コピーを希望される方は所定の料金をお支払いいただきます。

## 料 金

■ 事務手数料		5,000円(税抜き)
■ 診療録の写し(コピー)代	1枚	20円(税抜き)
■ 放射線画像・CD-R作成	1枚	1,000円(税抜き)